

学校法人埼玉医科大学特定機能病院病院長選考規程

(平成30年11月24日制定)
改正 令和元年11月30日 令和 4年11月26日

(趣旨)

第1条 学校法人埼玉医科大学(以下「法人」という。)が開設する特定機能病院(以下「当院」という。)の病院長(以下「病院長」という。)の選考については、学校法人埼玉医科大学病院長等選考規程(平成16年11月20日制定。以下「法人病院長等選考規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 理事長は、法人が開設する病院のうち、特定機能病院以外の病院であっても、この規程の規定を準用することができる。

(病院長の選考)

第2条 病院長の選考に当たっては、法人病院長等選考規程第2章に定めるもののほか、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)に定めるところにより、第2項、第3項及び次条各項の規定によりこれを行うものとする。

2 病院長は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 医師免許を有している者

(2) 関係法令を十分に理解し、法令を遵守した病院運営を遂行するとともに、法人の基本理念及び運営方針の下、当院の社会的使命を正しく理解し、安定した経営基盤を確保して持続可能な病院運営を担うことができる者

(3) 当院又はそれ以外の病院において医療安全管理に従事した経験を持ち、医療安全を第一に考える姿勢で、医療安全管理業務に関する必要な対策の立案並びにそれを遂行する資質及び能力を有し、かつ、医療の質管理及び感染管理を適切に推進できる指導力を有している者

(4) 当院又はそれ以外の病院において組織管理等の経験を持ち、高度の医療を提供することはもとより、高度の医療技術の開発及び評価を行うとともに、高度の医療に関する研修を行わせる等、特定機能病院に求められる役割を十分に理解し、更なる発展に指導力を発揮できる者

(5) 大学の医学系教授、一定の規模・機能を有する病院、施設若しくは研究所の長又はこれらに相当する経験を持ち、医師養成を行う大学の医学部の教育研究に必要な施設として設置されている病院としての役割を十分に理解し、高い倫理観を持って医療人の教育及び医学研究を推進するのに必要な資質・能力を有している者

(6) 地域社会からの求めに応える病院運営の実践に統率力を発揮するとともに、地域の医療機関との連携を推進し、当該地域の医療における中核的役割を果たすことができる指導力を有している者

3 選考委員会は、法人病院長等選考規程第5条第1項第3号に掲げる委員のうち、次の各号の要件を全て満たす、病院管理及び医療の質・安全管理に関する識見を有する者、医療関連法規に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者2名以上を含めて選考し、計5名以上の委員をもって組織する。

(1) 過去10年以内に法人と雇用関係にない者

(2) 過去3年間に於いて、年間50万円を超える寄付金又は契約金等を法人から受領していない者

(3) 過去3年間に於いて、年間50万円を超える寄付を法人に対して行っていない者

(公表)

第3条 理事長は、法人病院長等選考規程第4条に規定する選考委員会を設置したときは、速やかに委員を選定し、委員名簿に当該委員の経歴及び選定理由を添えて公表するものとする。

2 理事長は、前条第2項に規定する要件の具体的内容を病院長選考基準により、あらかじめ定め公表する。

3 理事長は、病院長を決定したときは、氏名、選考理由及び選考過程を公表する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月24日から施行する。

附 則(令和元年11月30日)

この規程は、令和元年11月30日から施行する。

附 則(令和4年11月26日)

この規程は、令和4年11月26日から施行する。なお、この施行により、学校法人埼玉医科大学埼玉医科大学病院病院長選考規程は、学校法人埼玉医科大学特定機能病院病院長選考規程に改める。